

参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第 16 条の規定に基づき、28 項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。（直近の改正：平成 21 年 11 月 30 日、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーの項目追加等。）

2. 水質汚濁防止法に基づく規制など

(1) 地下浸透規制

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止。（水質汚濁防止法第 12 条の 3）

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。（水質汚濁防止法第 15 条、16 条、17 条）

(3) 浄化措置命令

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場の設置者に対して浄化措置をとることを命令。（水質汚濁防止法第 14 条の 3）

3. 指針等の策定

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成 11 年 1 月）

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル（平成 13 年 7 月）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壌管理指針（平成 13 年 7 月）

施肥対策を含めた土壌管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

4. 主な地下水質保全施策

(1) 揮発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成（平成 16 年 7 月）

汚染された地下水を経済的・効率的に浄化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水浄化技術に関する実証調査の結果を基に、各浄化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

（参照； <http://www.env.go.jp/water/chikasui/panf/index.html>）

(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成（平成 16 年 7 月）

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

（参照； http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_taisaku/index.html）

(3) 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の実施（平成 16 年度～平成 21 年度）

硝酸性窒素浄化技術について、実際の汚染地域において実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に浄化するための手法を確立する調査を実施。啓発用パンフレット「未来へつなごう私たちの地下水ー気づいていますか？硝酸性窒素汚染ー」及び実証調査等に係る浄化技術についてとりまとめた「硝酸性窒素による地下水汚染対策手法技術集」を作成

（参照； http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_kaihatu/index.html）

(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施（平成 17 年度～平成 19 年度）

硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要となる調査を実施し、総合的な対策の実施を支援する事業を実施。

(5) 硝酸性窒素負荷低減等対策の検討（平成 21 年度～）

硝酸性窒素負荷低減のための実効性ある対策促進策等を検討。

参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環告10号、最終改定平成21年環告79号）で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01 mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	平成21年11月基準値変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年追加
ふっ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1 mg/L 以下	〃
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	平成21年11月追加
<p>(備考)</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日通知）別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日水環境部長通知）（以下、「処理基準」という。）としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

なお、平成20年8月に地下水質測定の的確化・効率化を目的に処理基準の一部を改正した。以下に示した改正後の処理基準については、平成21年度からの地下水質測定から適用した。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

①調査地点

ア. 概況調査

利水的に重要な地域等において重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とした定点方式と、地下水汚染を発見するために地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。ただし、汚染を発見するという観点からは、定点方式のみでは汚染を見落とす可能性があることに留意する。

(ア) 定点方式

重点的に測定を実施する地域として、例えば以下の地域を選定する。効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

ア) 地下水の利用状況等を勘案し、汚染による利水影響が大きいと考えられる地域

イ) 有害物質を使用している工場・事業場等の立地状況及び農畜産業の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域（判断の基礎情報として、土壤汚染の状況、廃棄物処分場跡地情報等も重視する。）

ウ) その他、重点的に測定を実施すべき地域

(イ) ローリング方式

ア) 地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、測定地点が偏在しないよう分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する。

イ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2 km、その周辺地域では4～5 kmを目安とする。

ウ) 調査区域内では、これまでの概況調査結果を参考に、未調査の井戸を優先して測定地点を選定する。地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、過去に測定を実施した地域については異なる帯水層の測定を優先的に実施する。

エ) 必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

オ) ローリング方式の一巡期間は4又は5年以内を目安とし、利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡期間を適宜短縮又は延長することができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 調査範囲の設定に当たっては、帯水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帯水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。

(イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500 m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。

(ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帯状に調査する。

(エ) 汚染帯水層が判明している場合は、汚染帯水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帯水層にも移行している場合があるので、他の帯水層の測定を検討するもの

とする。

(オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。

飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。

(カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

ウ. 継続監視調査

(ア) 汚染源の影響を最も受けやすい地点及びその下流側を含むことが望ましい。

(イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

(ウ) 汚染範囲や地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には測定地点の変更を検討するものとする。

②測定項目

地下水の水質調査は基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別、不圧／被圧帯水層の別、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

ア. 概況調査

(ア) ローリング方式による調査においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。

(イ) 定点方式による調査において、利水影響が大きいと考えられる地域においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。

(ウ) 定点方式による調査において、土地利用等から判断して汚染の可能性がきわめて低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に測定項目から除外することとしてもよい。

(エ) 定点方式による調査において、汚染の可能性が高い地域においては、汚染の可能性が高い項目と併せて、その分解生成物についても測定することが望ましい。

(オ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することとしてもよい。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

ウ. 継続監視調査

(ア) 測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

(イ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的要因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、測定項目から除外することとしてもよい。

③測定頻度

ア. 概況調査

(ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。

(イ) 定点方式については、地下水の流動、利水状況及び汚染物質の使用状況等を考慮して、測定計画に根拠等を示した上で、測定頻度を減らすことができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 汚染発見後、できるだけ早急に実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、

できるだけ短期間に行うことが望ましい。

(イ) 地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には、再度汚染井戸周辺地区調査を実施することが望ましい。

ウ. 継続監視調査

(ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。

(イ) 地下水を飲用に用いていない地域や汚染項目の濃度変動が小さい場合など、測定計画に具体的に根拠を示した上で、複数年に1回の測定とすることができる。

(ウ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、複数年に1回の測定とする、または、継続監視調査を終了することができる。

(エ) 汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認することとする。

④その他

地域の井戸の設置状況、地下水の利用状況、地下水の流れ、過去から現在にかけての土地利用や有害物質の使用状況等については、適宜調査を実施し、水質調査に当たって必要な状況を把握しておくことが望ましい。

参考資料4 項目別・年度別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
カドミウム	元	1,552	0	0	0	0	52	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	3,258	0	0	17	0	282	0		
	3	3,026	0	0	26	0	477	0		
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0		
	5	2,625	0	0	113	0	641	0		
	6	2,204	0	0	50	0	687	0		
	7	2,122	0	0	86	0	646	0		
	8	2,100	0	0	26	0	680	0		
	9	2,094	0	0	41	0	748	0		
	10	3,102	0	0	50	0	340	0		
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0	環境基準	0.01 mg/L 以下
	12	2,997	0	0	35	0	252	0		
	13	3,003	0	0	45	0	237	0		
	14	3,242	0	0	25	0	298	0		
	15	3,591	0	0	31	0	308	0		
	16	3,247	0	0	73	0	246	0		
	17	3,092	0	0	56	0	216	0		
	18	3,166	0	0	27	0	117	0		
	19	3,160	0	0	56	0	154	0		
	20	2,871	0	0	48	0	230	0		
	21	3,185	0	0	24	0	79	0		
全シアン	元	1,561	1	0.1	10	0	55	0	評価基準	検出され ないこと
	2	3,170	0	0	29	0	272	0		
	3	2,961	0	0	24	0	444	1		
	4	2,699	0	0	25	0	554	0		
	5	2,462	0	0	46	0	609	1		
	6	1,995	0	0	32	0	648	0		
	7	2,010	0	0	41	0	626	0		
	8	1,899	0	0	25	0	645	0		
	9	1,909	0	0	45	0	715	0		
	10	2,659	0	0	42	0	282	0		
	11	2,786	0	0	25	0	297	0		
	12	2,616	0	0	26	0	230	0		
	13	2,660	0	0	47	0	225	0		
	14	2,639	0	0	28	2	284	0		
	15	2,870	0	0	50	2	300	0		
	16	2,723	0	0	46	0	236	0		
	17	2,830	0	0	28	0	218	1		
	18	2,904	0	0	40	0	120	1		
	19	2,737	0	0	44	0	155	0		
	20	2,508	0	0	40	0	234	0		
	21	2,904	0	0	21	0	101	0		
鉛	元	1,566	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.1 mg/L 以下
	2	3,299	1	0.0	27	0	288	1		
	3	3,043	0	0	36	0	486	2		
	4	2,802	0	0	30	0	609	5		
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3		
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6		
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7		
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4		
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8		
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5		
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7		
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13		
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6		
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8		
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7		
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11		
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10		
	18	3,484	8	0.2	130	2	220	10		
	19	3,466	12	0.3	296	4	283	8		
	20	3,193	10	0.3	232	7	360	10		
	21	3,219	11	0.3	115	1	189	9		

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
六価クロム	元	1,652	0	0	0	0	76	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,361	1	0.0	23	0	301	4		
	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0		
	4	2,822	0	0	25	0	616	8		
	5	2,676	1	0.0	81	0	683	5		
	6	2,525	0	0	32	0	717	8		
	7	2,331	0	0	82	0	685	8		
	8	2,306	0	0	25	0	710	11		
	9	2,290	1	0.0	45	0	781	12		
	10	3,232	0	0	60	0	403	11	環境基準	0.05 mg/L 以下
	11	3,129	0	0	25	0	376	11		
	12	3,187	1	0.0	49	2	285	9		
	13	3,175	0	0	38	2	264	11		
	14	3,308	0	0	25	0	325	11		
	15	3,562	1	0.0	60	1	334	10		
	16	3,420	0	0	49	0	291	15		
	17	3,286	0	0	58	0	267	14		
	18	3,387	0	0	58	1	173	15		
	19	3,388	1	0.0	74	0	208	15		
	20	3,116	0	0	68	1	294	15		
	21	3,189	0	0	48	27	140	14		
砒素	元	1,537	4	0.3	125	7	51	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,219	5	0.2	316	7	303	3		
	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9		
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16		
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100		
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130		
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146		
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166		
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192		
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234		
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223		
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238		
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246		
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261		
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270		
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285		
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293		
	18	3,663	78	2.1	318	66	786	301		
	19	3,591	73	2.0	326	71	693	305		
	20	3,239	77	2.4	394	107	826	315		
	21	3,338	63	1.9	236	43	568	292		
総水銀	元	1,547	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.0005 mg/L 以下
	2	3,229	4	0.1	66	5	287	0		
	3	2,978	3	0.1	92	9	504	11		
	4	2,781	3	0.1	67	4	622	14		
	5	2,626	3	0.1	129	10	657	15		
	6	2,203	0	0	60	0	726	17		
	7	2,145	2	0.1	76	3	715	11		
	8	2,082	1	0.0	329	31	746	16		
	9	2,102	1	0.0	53	0	809	15		
	10	2,961	1	0.0	68	5	413	15		
	11	3,084	0	0	55	2	383	16		
	12	2,833	2	0.1	43	2	302	16		
	13	2,907	3	0.1	270	34	300	18		
	14	3,253	0	0	44	0	351	15		
	15	3,318	1	0.0	60	0	353	9		
	16	3,235	5	0.2	63	4	289	12		
	17	3,120	3	0.1	108	6	256	14		
	18	3,234	3	0.1	35	3	157	14		
	19	3,233	5	0.2	73	8	197	13		
	20	2,944	2	0.1	71	5	275	25		
	21	3,154	2	0.1	39	4	145	23		

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
アルキル水銀	元	411	0	0	0	0	9	0	評価基準	検出されないこと
	2	699	0	0	17	0	216	0		
	3	848	0	0	5	0	283	0		
	4	754	0	0	28	0	270	0		
	5	621	0	0	25	0	349	0		
	6	695	0	0	20	0	433	0		
	7	630	0	0	32	0	481	0		
	8	801	0	0	28	0	454	0		
	9	748	0	0	38	0	513	0		
	10	1,315	0	0	21	0	121	0	環境基準	検出されないこと
	11	1,278	0	0	37	0	85	0		
	12	1,048	0	0	26	0	57	0		
	13	1,075	0	0	43	0	61	0		
	14	1,020	0	0	25	0	108	0		
	15	931	0	0	24	0	106	0		
	16	993	0	0	33	0	52	0		
	17	1,008	0	0	77	0	34	0		
	18	762	0	0	21	0	38	0		
	19	683	0	0	22	0	50	0		
	20	545	0	0	22	0	53	0		
	21	523	0	0	30	0	43	0		
PCB	元	871	0	0	0	0	33	0	評価基準	検出されないこと
	2	1,823	0	0	3	0	259	0		
	3	1,897	0	0	0	0	359	0		
	4	1,522	0	0	9	0	368	0		
	5	1,512	0	0	14	0	337	0		
	6	1,110	0	0	11	0	492	0		
	7	1,241	0	0	23	0	464	0		
	8	1,196	0	0	7	0	485	0		
	9	1,096	0	0	21	0	548	0		
	10	1,852	0	0	21	0	141	0	環境基準	検出されないこと
	11	1,930	0	0	25	0	132	0		
	12	1,818	0	0	26	0	113	0		
	13	2,044	0	0	26	0	125	0		
	14	1,738	0	0	25	0	164	0		
	15	1,816	0	0	24	0	148	0		
	16	1,899	0	0	26	0	117	0		
	17	1,883	0	0	30	0	61	0		
	18	1,830	0	0	21	0	53	0		
	19	1,732	0	0	21	0	45	0		
	20	1,685	0	0	48	0	55	0		
	21	2,082	0	0	21	0	30	0		
トリクロロエチレン	元	3,388	30	0.9	1,861	60	1,118	145	評価基準	0.03 mg/L 以下
	2	5,817	44	0.8	2,838	130	1,916	208		
	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289		
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293		
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309		
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321		
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313		
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310		
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279		
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242	環境基準	0.03 mg/L 以下
	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267		
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292		
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301		
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286		
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265		
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243		
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263		
	18	3,911	6	0.2	346	15	2,490	260		
	19	3,948	7	0.2	314	13	2,331	231		
	20	3,658	3	0.1	431	22	2,470	237		
	21	3,676	2	0.1	411	14	2,220	226		

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
テトラクロ ロエチレン	元	3,388	42	1.2	1,861	216	1,121	279	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	5,817	79	1.4	2,847	252	1,936	429		
	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539		
	4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
	5	4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670		
	6	3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713		
	7	3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766		
	8	3,864	18	0.5	669	47	3,983	762		
	9	3,692	8	0.2	635	40	3,965	696		
	10	4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645	環境基準	0.01 mg/L 以下
	11	4,451	23	0.5	921	49	3,376	589		
	12	4,225	17	0.4	825	15	3,104	653		
	13	4,374	10	0.2	620	39	3,072	624		
	14	4,414	7	0.2	435	31	2,945	595		
	15	4,472	21	0.5	431	22	2,992	586		
	16	4,248	22	0.5	477	39	2,950	556		
	17	3,961	6	0.2	328	39	2,710	559		
	18	3,922	13	0.3	346	21	2,509	537		
	19	3,938	12	0.3	323	21	2,327	543		
	20	3,660	9	0.2	411	24	2,472	520		
	21	3,679	5	0.1	405	30	2,186	513		
1,1,1-トリ クロエタ ン	元	2,569	2	0.1	1,122	2	929	9	暫定指導 指針	0.3 mg/L 以下
	2	4,514	1	0.0	2,191	3	1,626	9		
	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11		
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12	評価基準	1 mg/L 以下
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5		
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7		
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4		
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3		
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0	環境基準	1 mg/L 以下
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0		
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3		
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2		
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3		
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2		
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2		
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3		
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1		
	18	3,717	0	0	187	0	1,820	0		
	19	3,635	0	0	193	0	1,631	0		
	20	3,473	0	0	172	0	1,608	0		
	21	3,430	0	0	186	0	1,443	0		
四塩化炭素	元	990	1	0.1	418	12	62	0	暫定指導 指針	0.003 mg/L 以下
	2	2,116	1	0.0	735	5	591	14		
	3	1,965	0	0	576	2	803	12		
	4	2,068	0	0	523	4	1,099	12	評価基準	0.002 mg/L 以下
	5	2,383	1	0.0	360	12	1,270	17		
	6	2,808	2	0.1	580	1	1,594	26		
	7	2,959	1	0.0	373	6	1,706	23		
	8	2,920	3	0.1	456	2	1,781	34		
	9	2,828	2	0.1	253	2	1,843	22	環境基準	0.002 mg/L 以下
	10	3,631	2	0.1	388	2	1,376	24		
	11	3,695	3	0.1	372	0	1,413	21		
	12	3,675	2	0.1	291	3	1,272	24		
	13	3,700	0	0	313	2	1,341	22		
	14	3,814	3	0.1	232	5	1,323	22		
	15	3,824	0	0	146	0	1,318	22		
	16	3,661	4	0.1	221	2	1,287	23		
	17	3,554	3	0.1	106	1	1,017	26		
	18	3,628	3	0.1	103	4	888	23		
	19	3,536	0	0	96	0	798	25		
	20	3,379	0	0	72	2	799	26		
	21	3,340	1	0.0	102	1	702	24		

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考				
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値			
ジクロロメ タン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下			
	6	2,639	0	0	88	0	738	1					
	7	2,915	0	0	151	0	705	1					
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2					
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0	環境基準	0.02 mg/L 以下			
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0					
	11	3,740	0	0	223	0	770	3					
	12	3,534	0	0	229	0	744	0					
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0					
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0					
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0					
	16	3,535	0	0	141	0	877	0					
	17	3,381	0	0	52	0	730	1					
	18	3,455	0	0	97	1	627	1					
	19	3,370	0	0	88	0	571	0					
	20	3,276	0	0	72	0	557	0					
	21	3,349	0	0	98	0	486	0					
	1,2-ジクロ ロエタン	5	924	0	0	29	0	399			0	評価基準	0.004 mg/L 以下
		6	2,643	1	0.0	169	0	822			1		
		7	2,853	0	0	271	1	867			0		
		8	2,856	0	0	212	1	1,210			4		
9		2,762	1	0.0	123	0	1,295	2	環境基準	0.004 mg/L 以下			
10		3,580	0	0	328	9	867	5					
11		3,687	1	0.0	254	0	1,030	7					
12		3,301	0	0	296	6	959	6					
13		3,316	0	0	345	1	1,055	12					
14		3,360	2	0.1	155	0	1,094	11					
15		3,555	0	0	148	0	1,129	9					
16		3,267	0	0	172	0	1,104	9					
17		3,136	0	0	55	0	1,102	7					
18		3,300	1	0.0	120	1	872	8					
19	3,198	0	0	112	0	690	10						
20	3,120	0	0	88	0	650	5						
21	3,203	0	0	105	0	580	7						
1,1-ジクロ ロエチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下			
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13					
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31					
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32					
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24					
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26					
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35					
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37					
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41					
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40					
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38					
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39					
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46					
	18	3,651	0	0	215	0	1,890	33					
19	3,567	0	0	225	1	1,843	30						
20	3,337	0	0	340	0	1,885	31						
21	3,306	0	0	347	0	1,804	2	環境基準	0.1 mg/L 以下				
1,1,2-トリ クロエタ ン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下			
	6	2,637	0	0	162	0	782	0					
	7	2,843	0	0	226	0	812	2					
	8	2,846	0	0	217	0	1,177	0					
	9	2,836	0	0	123	0	1,264	0	環境基準	0.006 mg/L 以下			
	10	3,574	0	0	174	0	854	0					
	11	3,679	0	0	239	0	989	6					
	12	3,286	0	0	278	2	962	6					
	13	3,308	0	0	307	1	1,052	4					
	14	3,359	0	0	146	0	1,084	5					
	15	3,590	0	0	148	0	1,120	3					
	16	3,259	1	0.0	191	1	1,107	2					
	17	3,127	0	0	74	0	1,014	4					
	18	3,240	1	0.0	159	2	773	4					
19	3,136	1	0.0	118	0	715	9						
20	2,987	0	0	65	2	659	3						
21	3,170	1	0.0	123	0	583	1						

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考				
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値			
1,3-ジクロ ロプロベン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下			
	6	2,359	0	0	114	0	629	0					
	7	2,574	0	0	133	0	549	0					
	8	2,572	0	0	174	0	652	0					
	9	2,586	0	0	93	0	785	0	環境基準	0.002 mg/L 以下			
	10	3,179	0	0	98	0	368	0					
	11	3,181	0	0	178	0	385	0					
	12	3,039	0	0	162	0	372	0					
	13	2,898	0	0	81	0	412	0					
	14	3,085	0	0	95	0	454	0					
	15	3,082	0	0	115	0	509	0					
	16	3,043	0	0	103	0	520	0					
	17	2,886	0	0	41	0	437	0					
	18	2,940	0	0	71	0	347	0					
	19	2,883	0	0	78	0	294	0					
	20	2,799	0	0	46	0	317	0					
	21	2,922	0	0	89	0	261	0					
	チウラム	5	892	0	0	0	0	322			0	評価基準	0.006 mg/L 以下
		6	2,307	0	0	5	0	553			0		
		7	2,459	0	0	20	0	514			0		
		8	2,405	0	0	14	0	537			0		
9		2,376	0	0	16	0	609	0	環境基準	0.006 mg/L 以下			
10		2,764	0	0	8	0	195	0					
11		2,490	0	0	2	0	186	0					
12		2,528	0	0	10	0	171	0					
13		2,506	0	0	2	0	201	0					
14		2,494	0	0	3	0	258	0					
15		2,625	0	0	2	0	233	0					
16		2,472	0	0	4	0	204	0					
17		2,322	0	0	4	0	222	0					
18		2,411	0	0	1	0	92	0					
19		2,404	0	0	0	0	81	0					
20		2,330	0	0	15	0	90	0					
21		2,585	0	0	0	0	53	0					
シマジン		5	892	0	0	0	0	320			0	評価基準	0.003 mg/L 以下
		6	2,284	0	0	18	0	553			0		
		7	2,445	0	0	22	0	509			0		
		8	2,380	0	0	7	0	534			0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0	環境基準	0.003 mg/L 以下			
	10	2,826	0	0	41	0	194	0					
	11	2,549	0	0	2	0	190	0					
	12	2,508	0	0	10	0	174	0					
	13	2,638	0	0	7	0	205	0					
	14	2,547	0	0	3	0	258	0					
	15	2,614	0	0	2	0	233	0					
	16	2,628	0	0	4	0	204	0					
	17	2,402	0	0	4	0	222	0					
	18	2,478	0	0	1	0	92	0					
	19	2,471	0	0	3	0	81	0					
	20	2,391	0	0	15	0	91	0					
	21	2,643	0	0	0	0	52	0					
	チオベンカ ルブ	5	892	0	0	0	0	320			0	評価基準	0.02 mg/L 以下
		6	2,287	0	0	5	0	550			0		
		7	2,444	0	0	12	0	507			0		
		8	2,377	0	0	7	0	532			0		
9		2,381	0	0	16	0	598	0	環境基準	0.02 mg/L 以下			
10		2,759	0	0	8	0	194	0					
11		2,476	0	0	2	0	186	0					
12		2,453	0	0	10	0	171	0					
13		2,575	0	0	2	0	201	0					
14		2,487	0	0	3	0	258	0					
15		2,573	0	0	2	0	233	0					
16		2,539	0	0	4	0	204	0					
17		2,319	0	0	4	0	222	0					
18		2,409	0	0	1	0	92	0					
19		2,399	0	0	0	0	81	0					
20		2,327	0	0	15	0	90	0					
21		2,583	0	0	0	0	52	0					

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考		
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値	
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下	
	6	2,506	0	0	124	1	659	0			
	7	2,661	0	0	173	6	573	2			
	8	2,618	0	0	186	0	729	2			
	9	2,695	0	0	106	4	815	2			
	10	3,536	0	0	178	4	451	2	環境基準	0.01 mg/L 以下	
	11	3,610	0	0	243	2	442	0			
	12	3,436	0	0	211	1	425	1			
	13	3,324	0	0	266	1	496	11			
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6			
	15	3,590	0	0	118	0	606	4			
	16	3,524	0	0	107	0	604	3			
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3			
	18	3,485	0	0	96	0	466	3			
	19	3,396	0	0	168	4	410	2			
	20	3,238	0	0	156	0	431	5			
	21	3,277	0	0	139	1	367	4			
	セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
		6	2,263	0	0	38	0	555	0		
		7	2,336	0	0	28	0	518	0		
		8	2,230	0	0	29	0	550	0		
9		2,229	0	0	46	1	595	1			
10		2,935	0	0	41	0	198	0	環境基準	0.01 mg/L 以下	
11		2,758	0	0	27	0	192	0			
12		2,634	0	0	36	0	193	0			
13		2,600	0	0	24	0	203	0			
14		2,650	0	0	37	1	272	0			
15		2,919	0	0	24	0	276	0			
16		2,698	1	0.0	32	0	242	0			
17		2,599	1	0.0	48	0	218	0			
18		2,713	0	0	35	0	119	0			
19		2,830	0	0	46	0	157	0			
20	2,624	0	0	64	0	208	0				
21	2,965	0	0	21	0	81	0				

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導
指針とされていた。

注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
	18	4,193	179	4.3	789	266	1,732	715		
	19	4,232	172	4.1	608	128	1,654	729		
	20	3,830	167	4.4	461	96	1,945	757		
21	3,895	149	3.8	500	96	1,713	788			
ふっ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
	18	3,817	32	0.8	190	41	536	103		
	19	3,890	41	1.1	203	46	376	114		
	20	3,537	23	0.7	185	10	582	148		
21	3,527	17	0.5	155	5	365	138			
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		
	18	3,396	8	0.2	59	4	301	39		
	19	3,289	6	0.2	71	1	199	35		
	20	3,149	9	0.3	62	2	220	39		
21	3,068	7	0.2	48	0	203	45			
塩化ビニル モノマー	21	179	0	0	25	0	23	8	環境基準	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロ ロエチレン	21	138	0	0	107	0	97	8	環境基準	0.04mg/L 以下
1,4-ジオキ サン	21	226	0	0	22	0	0	0	環境基準	0.05mg/L 以下

注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成11年に環境基準に追加された。
注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。
注3：塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、平成21年11月に環境基準に追加。
注4：1,2-ジクロロエチレンについては、シス体及びトランス体の和として報告された測定値について集計しており、シス体
単体、トランス体単体のみとして報告された測定値の集計については、それぞれ参考資料4の参考、参考資料8の参考に掲載。

(参考) 平成6～10年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	6	1,685	47	2.8
	7	1,945	98	5.0
	8	1,918	94	4.9
	9	2,654	173	6.5
	10	3,897	244	6.3
計		12,099	656	5.4
ふっ素	6	571	6	1.1
	7	612	3	0.5
	8	567	7	1.2
	9	648	4	0.6
	10	855	14	1.6
計		3,253	34	1.0
ほう素	6	154	1	0.6
	7	157	1	0.6
	8	192	0	0
	9	215	1	0.5
	10	558	1	0.2
計		1,276	4	0.3

注：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成5年に要
監視項目として設定され、平成11年に環境基準項目に移行した。
その間、平成6年度から10年度まで要監視項目として行われた測
定の結果（累積）をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を越
えた井戸の数である。

(参考) 平成5～21年度 シス-1,2-ジクロロエチレン測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考			
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値		
シス-1,2- ジクロロエ チレン	5	1,010	9	0.9	103	1	582	22	評価基準	0.04 mg/L 以下		
	6	2,670	9	0.3	444	17	1,232	81				
	7	2,896	6	0.2	482	13	1,606	110				
	8	2,854	2	0.1	390	10	1,936	124				
	9	2,867	3	0.1	347	16	2,057	124				
	10	3,617	5	0.1	1,004	33	1,734	128	環境基準	0.04 mg/L 以下		
	11	3,730	6	0.2	779	18	1,944	142				
	12	3,657	12	0.3	773	46	2,010	156				
	13	3,673	5	0.1	563	16	2,172	151				
	14	3,842	8	0.2	279	7	2,189	165				
	15	3,901	7	0.2	361	4	2,258	159				
	16	3,743	5	0.1	409	3	2,258	162				
	17	3,593	7	0.2	332	29	2,159	173				
	18	3,663	6	0.2	294	17	2,030	152				
	19	3,587	7	0.2	278	9	1,979	160				
	20	3,353	1	0.0	383	10	2,041	176				
	21	3,217	2	0.1	281	9	1,839	169			—	—

注1：シス-1,2-ジクロロエチレンは平成21年11月まで環境基準項目。
注2：平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

参考資料5 都道府県別調査実施状況

都道府県名		平成21年度 調査井戸数			(参考)平成20年度 調査井戸数		
		概況調査	汚染井戸周 辺地区調査	継続監視 調査	概況調査	汚染井戸周 辺地区調査	定期モニタ リング調査
北海道・東北	北海道	106	12	295	152	14	303
	青森	23	73	81	31	31	74
	岩手	67	22	100	76	42	88
	宮城	44	16	54	44	24	64
	秋田	50	11	36	60	19	39
	山形	36	49	48	36	23	51
	福島	64	32	191	65	51	208
関東	茨城	89	41	229	92	75	225
	栃木	138	0	214	136	0	225
	群馬	151	0	69	151	13	70
	埼玉	145	70	261	147	80	242
	千葉	184	153	117	179	202	118
	東京	71	30	115	71	19	115
	神奈川	415	37	153	424	58	149
北陸・中部	新潟	49	124	87	49	141	90
	富山	76	9	26	76	0	33
	石川	74	17	89	75	5	100
	福井	60	112	102	61	2	118
	山梨	43	0	36	43	0	38
	長野	80	43	140	78	36	135
	岐阜	209	27	47	214	35	51
	静岡	70	0	131	73	0	127
	愛知	124	103	348	124	152	334
近畿	三重	10	0	20	10	0	21
	滋賀	57	52	266	49	20	270
	京都	49	18	75	58	9	93
	大阪	78	119	140	79	200	143
	兵庫	102	23	188	139	2	292
	奈良	70	3	4	65	2	8
	和歌山	77	0	16	83	0	13
中国・四国	鳥取	12	0	50	9	4	49
	島根	11	0	1	12	0	0
	岡山	35	0	9	35	0	9
	広島	41	0	15	44	0	16
	山口	138	0	90	138	5	86
	徳島	44	0	5	21	0	27
	香川	21	0	35	13	0	46
	愛媛	22	0	70	27	10	73
	高知	34	1	21	26	1	21
九州・沖縄	福岡	494	21	125	285	35	331
	佐賀	56	0	33	54	0	34
	長崎	33	25	38	31	28	38
	熊本	348	56	388	428	81	409
	大分	59	5	43	70	7	57
	宮崎	55	0	83	86	0	51
	鹿児島	91	13	75	62	4	104
	沖縄	7	0	16	9	4	16
全体（全国計）		4,312	1,317	4,775	4,290	1,434	5,204

注：平成20年度の調査井戸数は「平成20年度地下水質測定結果」公表時のもの。

参考資料6 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	106	1	0.9	2	1	179	67
	青森	23	2	8.7	45	5	44	23
	岩手	67	0	0	—	—	28	19
	宮城	44	1	2.3	5	0	25	8
	秋田	50	0	0	—	—	13	8
	山形	28	1	3.6	34	5	15	6
	福島	30	2	6.7	14	3	32	21
関東	茨城	89	7	7.9	25	14	127	89
	栃木	138	3	2.2	—	—	88	33
	群馬	151	23	15.2	—	—	25	18
	埼玉	145	10	6.9	44	18	171	88
	千葉	184	27	14.7	25	11	20	15
	東京	71	4	5.6	19	0	36	19
北陸・中部	神奈川	352	9	2.6	20	4	72	48
	新潟	44	0	0	39	0	4	2
	富山	76	1	1.3	9	3	4	0
	石川	74	0	0	—	—	5	2
	福井	30	0	0	—	—	11	2
	山梨	42	1	2.4	—	—	12	6
	長野	80	2	2.5	24	2	93	51
	岐阜	143	1	0.7	—	—	11	9
近畿	静岡	70	0	0	—	—	25	6
	愛知	124	3	2.4	18	7	88	36
	三重	10	2	20.0	—	—	2	0
	滋賀	54	0	0	4	0	20	4
	京都	36	0	0	3	0	9	5
	大阪	76	0	0	36	5	30	10
	兵庫	97	5	5.2	14	1	56	19
中国・四国	奈良	70	4	5.7	—	—	3	2
	和歌山	77	6	7.8	—	—	13	10
	鳥取	9	0	0	—	—	13	3
	島根	11	1	9.1	—	—	—	—
	岡山	35	2	5.7	—	—	3	1
	広島	41	1	2.4	—	—	7	0
	山口	62	0	0	—	—	5	1
	徳島	37	0	0	—	—	3	0
九州・沖縄	香川	16	0	0	—	—	19	11
	愛媛	22	0	0	—	—	49	28
	高知	34	1	2.9	—	—	9	2
	福岡	460	13	2.8	21	3	31	6
	佐賀	27	0	0	—	—	—	—
	長崎	33	0	0	25	0	38	11
	熊本	334	11	3.3	56	13	163	64
九州・沖縄	大分	58	2	3.4	5	1	33	12
	宮崎	47	0	0	—	—	20	4
	鹿児島	81	3	3.7	13	0	58	19
沖縄	7	0	0	—	—	1	0	
全体(全国計)	3,895	149	3.8	500	96	1,713	788	

(2) 都道府県別調査結果（砒素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	81	0	0	10	6	45	21
	青森	22	1	4.5	6	0	9	1
	岩手	67	0	0	8	0	19	13
	宮城	44	4	9.1	9	6	21	13
	秋田	49	2	4.1	7	4	3	2
	山形	29	0	0	—	—	7	6
	福島	33	0	0	—	—	6	1
関東	茨城	89	0	0	6	0	43	32
	栃木	138	1	0.7	—	—	3	1
	群馬	103	0	0	—	—	5	1
	埼玉	145	1	0.7	3	1	27	21
	千葉	184	7	3.8	46	8	24	21
	東京	71	0	0	—	—	5	5
	神奈川	352	0	0	4	1	3	1
北陸・中部	新潟	49	7	14.3	11	1	5	3
	富山	74	0	0	—	—	8	1
	石川	74	0	0	17	2	13	10
	福井	30	0	0	6	0	21	7
	山梨	43	0	0	—	—	4	1
	長野	80	1	1.3	—	—	4	4
	岐阜	143	5	3.5	—	—	9	9
	静岡	70	1	1.4	—	—	22	8
	愛知	124	3	2.4	19	5	22	11
近畿	三重	10	0	0	—	—	4	1
	滋賀	54	2	3.7	21	5	30	20
	京都	32	1	3.1	5	2	11	6
	大阪	77	0	0	31	0	26	14
	兵庫	96	3	3.1	6	2	27	6
	奈良	70	0	0	—	—	—	—
	和歌山	77	0	0	—	—	2	2
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	5	0
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	35	1	2.9	—	—	3	1
	広島	40	0	0	—	—	7	0
	山口	12	0	0	—	—	5	5
	徳島	31	0	0	—	—	—	—
	香川	14	0	0	—	—	—	—
	愛媛	22	0	0	—	—	3	1
九州・沖縄	高知	33	0	0	—	—	2	0
	福岡	357	19	5.3	—	—	29	1
	佐賀	17	0	0	—	—	2	2
	長崎	33	0	0	21	0	31	1
	熊本	73	4	5.5	—	—	34	27
	大分	39	0	0	—	—	1	1
	宮崎	47	0	0	—	—	7	3
	鹿児島	48	0	0	—	—	4	2
沖縄	7	0	0	—	—	7	6	
全体（全国計）		3,338	63	1.9	236	43	568	292

(3) 都道府県別調査結果（ふっ素）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	59	0	0	—	—	2	2
	青森	22	2	9.1	5	0	17	14
	岩手	7	0	0	—	—	2	1
	宮城	44	0	0	—	—	10	0
	秋田	49	0	0	—	—	2	1
	山形	29	0	0	—	—	1	1
	福島	38	0	0	8	0	10	3
関東	茨城	89	1	1.1	6	0	1	1
	栃木	138	0	0	—	—	1	1
	群馬	103	0	0	—	—	5	0
	埼玉	140	0	0	—	—	—	—
	千葉	184	1	0.5	—	—	—	—
	東京	71	0	0	—	—	1	1
	神奈川	352	0	0	—	—	—	—
北陸・中部	新潟	49	0	0	14	0	3	1
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	74	0	0	—	—	2	2
	福井	30	0	0	—	—	—	—
	山梨	42	0	0	—	—	1	0
	長野	80	0	0	—	—	4	2
	岐阜	143	0	0	—	—	12	11
	静岡	70	0	0	—	—	4	1
近畿	愛知	124	1	0.8	22	1	23	10
	三重	10	0	0	—	—	2	1
	滋賀	53	0	0	—	—	16	11
	京都	32	0	0	—	—	6	5
	大阪	77	0	0	5	0	12	6
	兵庫	90	1	1.1	—	—	13	9
	奈良	70	0	0	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	9	0	0	—	—	10	5
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	33	1	3.0	—	—	2	1
	広島	41	0	0	—	—	7	0
	山口	45	0	0	—	—	—	—
	徳島	31	0	0	—	—	—	—
	香川	14	0	0	—	—	3	3
九州・沖縄	愛媛	22	0	0	—	—	—	—
	高知	33	0	0	—	—	2	0
	福岡	345	4	1.2	—	—	28	1
	佐賀	17	0	0	—	—	—	—
	長崎	33	0	0	21	0	31	0
	熊本	305	6	2.0	56	3	63	41
	大分	57	0	0	5	1	27	0
	宮崎	48	0	0	—	—	7	0
沖縄	鹿児島	54	0	0	13	0	35	3
	沖縄	7	0	0	—	—	—	—
全体（全国計）		3,527	17	0.5	155	5	365	138

(4) 都道府県別調査結果 (テトラクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	89	0	0	—	—	96	35
	青森	23	0	0	—	—	6	2
	岩手	67	0	0	—	—	39	9
	宮城	44	0	0	—	—	26	9
	秋田	49	0	0	4	0	8	4
	山形	30	0	0	15	3	24	6
	福島	57	0	0	10	0	147	18
関東	茨城	89	0	0	4	1	43	23
	栃木	138	0	0	—	—	81	17
	群馬	151	0	0	—	—	31	2
	埼玉	145	1	0.7	18	3	57	17
	千葉	184	0	0	56	9	71	28
	東京	71	0	0	—	—	65	28
	神奈川	415	1	0.2	13	1	70	27
北陸・中部	新潟	49	0	0	45	2	68	11
	富山	76	0	0	—	—	12	2
	石川	74	0	0	—	—	68	4
	福井	60	0	0	107	1	76	3
	山梨	42	0	0	—	—	21	4
	長野	80	0	0	19	4	43	16
	岐阜	209	1	0.5	—	—	10	6
	静岡	70	0	0	—	—	49	9
近畿	愛知	124	1	0.8	11	1	115	29
	三重	10	0	0	—	—	12	5
	滋賀	54	0	0	10	0	177	23
	京都	41	0	0	—	—	43	7
	大阪	77	0	0	57	3	82	11
	兵庫	97	0	0	2	1	98	21
	奈良	70	0	0	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	12	0	0	—	—	21	0
	島根	11	0	0	—	—	1	1
	岡山	35	0	0	—	—	5	2
	広島	41	0	0	—	—	15	3
	山口	82	0	0	—	—	68	24
	徳島	40	0	0	—	—	2	0
	香川	19	0	0	—	—	12	6
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	—	—	23	1
	高知	33	0	0	1	1	10	1
	福岡	295	0	0	—	—	116	44
	佐賀	56	0	0	—	—	26	1
	長崎	33	0	0	22	0	33	1
	熊本	105	0	0	—	—	102	25
	大分	35	0	0	3	0	17	4
	宮崎	53	0	0	—	—	58	12
鹿児島	48	1	2.1	8	0	36	12	
沖縄	7	0	0	—	—	3	0	
全体 (全国計)	3,679	5	0.1	405	30	2,186	513	

(5) 都道府県別調査結果（鉛）

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	79	0	0	—	—	19	0
	青森	22	0	0	7	0	4	0
	岩手	67	0	0	14	0	10	0
	宮城	44	0	0	—	—	10	1
	秋田	49	0	0	—	—	2	0
	山形	19	0	0	—	—	1	0
	福島	39	0	0	—	—	1	0
関東	茨城	89	0	0	—	—	2	0
	栃木	138	0	0	—	—	—	—
	群馬	103	0	0	—	—	5	0
	埼玉	145	0	0	10	0	1	0
	千葉	184	0	0	9	0	1	1
	東京	71	2	2.8	8	0	7	1
	神奈川	352	0	0	—	—	2	0
北陸・中部	新潟	49	0	0	6	0	5	0
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	74	0	0	—	—	1	0
	福井	30	0	0	—	—	2	0
	山梨	42	0	0	—	—	3	0
	長野	80	0	0	—	—	—	—
	岐阜	143	0	0	—	—	—	—
	静岡	70	0	0	—	—	—	—
近畿	愛知	124	1	0.8	15	0	11	0
	三重	10	0	0	—	—	2	0
	滋賀	53	0	0	5	0	—	—
	京都	32	0	0	—	—	2	1
	大阪	77	1	1.3	16	1	9	0
	兵庫	99	0	0	1	0	11	2
	奈良	70	1	1.4	3	0	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	9	0	0	—	—	1	0
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	35	3	8.6	—	—	1	1
	広島	40	0	0	—	—	7	1
	山口	20	0	0	—	—	—	—
	徳島	31	0	0	—	—	—	—
	香川	14	0	0	—	—	1	1
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	—	—	—	—
	高知	33	0	0	—	—	2	0
	福岡	246	2	0.8	—	—	27	0
	佐賀	17	0	0	—	—	—	—
	長崎	33	1	3.0	21	0	31	0
	熊本	73	0	0	—	—	—	—
	大分	33	0	0	—	—	—	—
沖縄	宮崎	47	0	0	—	—	6	0
	鹿児島	51	0	0	—	—	2	0
沖縄	7	0	0	—	—	—	—	
全体（全国計）	3,219	11	0.3	115	1	189	9	

(6) 都道府県別調査結果 (ほう素)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	75	1	1.3	—	—	19	1
	青森	22	1	4.5	—	—	5	3
	岩手	7	0	0	—	—	4	3
	宮城	44	0	0	—	—	10	0
	秋田	49	0	0	—	—	1	1
	山形	29	0	0	—	—	2	1
	福島	37	1	2.7	8	0	2	1
関東	茨城	89	0	0	—	—	—	—
	栃木	138	0	0	—	—	4	2
	群馬	103	0	0	—	—	5	0
	埼玉	140	0	0	—	—	3	2
	千葉	184	0	0	—	—	1	1
	東京	71	0	0	—	—	1	1
	神奈川	352	0	0	—	—	—	—
北陸・中部	新潟	49	0	0	3	0	2	1
	富山	75	0	0	—	—	2	0
	石川	74	1	1.4	—	—	1	1
	福井	30	0	0	—	—	—	—
	山梨	42	0	0	—	—	—	—
	長野	80	0	0	—	—	—	—
	岐阜	143	0	0	—	—	3	3
	静岡	70	1	1.4	—	—	4	0
近畿	愛知	124	1	0.8	4	0	10	5
	三重	10	0	0	—	—	2	0
	滋賀	53	0	0	12	0	2	1
	京都	32	0	0	—	—	7	1
	大阪	77	0	0	—	—	9	6
	兵庫	99	0	0	—	—	3	2
	奈良	70	0	0	—	—	1	0
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	9	0	0	—	—	5	5
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	33	0	0	—	—	1	0
	広島	41	0	0	—	—	7	0
	山口	41	0	0	—	—	1	1
	徳島	31	0	0	—	—	—	—
	香川	14	0	0	—	—	1	1
九州・沖縄	愛媛	22	0	0	—	—	—	—
	高知	33	0	0	—	—	2	0
	福岡	136	1	0.7	—	—	23	0
	佐賀	17	0	0	—	—	—	—
	長崎	33	0	0	21	0	31	0
	熊本	73	0	0	—	—	23	2
	大分	37	0	0	—	—	—	—
	宮崎	47	0	0	—	—	6	0
九州・沖縄	鹿児島	38	0	0	—	—	—	—
	沖縄	7	0	0	—	—	—	—
全体 (全国計)		3,068	7	0.2	48	0	203	45

(7) 都道府県別調査結果（トリクロロエチレン）

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	90	0	0	—	—	87	4
	青森	23	0	0	—	—	6	1
	岩手	67	0	0	—	—	39	3
	宮城	44	0	0	—	—	26	3
	秋田	49	0	0	—	—	18	4
	山形	30	0	0	15	0	26	2
	福島	57	0	0	10	0	147	10
関東	茨城	89	0	0	3	0	23	2
	栃木	138	0	0	—	—	92	7
	群馬	151	0	0	—	—	43	1
	埼玉	145	0	0	18	0	60	14
	千葉	184	0	0	65	5	71	18
	東京	71	0	0	—	—	65	7
	神奈川	415	1	0.2	13	2	71	16
北陸・中部	新潟	49	0	0	39	0	68	5
	富山	76	0	0	—	—	3	0
	石川	74	0	0	—	—	68	1
	福井	60	0	0	107	0	77	6
	山梨	42	0	0	—	—	21	2
	長野	80	0	0	19	2	43	11
	岐阜	209	0	0	—	—	2	0
	静岡	70	0	0	—	—	70	10
近畿	愛知	124	0	0	19	0	142	33
	三重	10	0	0	—	—	13	1
	滋賀	54	0	0	10	0	177	14
	京都	41	0	0	—	—	43	1
	大阪	77	0	0	57	2	83	11
	兵庫	98	0	0	2	0	98	13
	奈良	70	0	0	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	—	—
	鳥取	12	0	0	—	—	21	5
	島根	11	0	0	—	—	1	0
	岡山	35	0	0	—	—	5	0
	広島	41	1	2.4	—	—	15	1
	山口	82	0	0	—	—	68	4
	徳島	40	0	0	—	—	2	0
	香川	19	0	0	—	—	12	1
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	—	—	12	0
	高知	33	0	0	1	0	10	0
	福岡	290	0	0	—	—	91	3
	佐賀	56	0	0	—	—	26	2
	長崎	33	0	0	22	3	33	1
	熊本	105	0	0	—	—	128	6
	大分	35	0	0	3	0	17	1
	宮崎	53	0	0	—	—	58	1
鹿児島	48	0	0	8	0	36	1	
沖縄	7	0	0	—	—	3	0	
全体（全国計）		3,676	2	0.1	411	14	2,220	226

(8) 都道府県別調査結果（塩化ビニルモノマー）

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	—	—	—	—	—	—
	青森	—	—	—	—	—	—
	岩手	7	0	0	—	—	—
	宮城	14	0	0	—	—	—
	秋田	—	—	—	—	—	—
	山形	—	—	—	—	—	—
	福島	—	—	—	—	—	—
関東	茨城	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	—	—
	群馬	—	—	—	—	—	—
	埼玉	—	—	—	—	—	—
	千葉	18	0	0	—	—	—
	東京	—	—	—	—	—	—
北陸・中部	神奈川	1	0	0	—	—	—
	新潟	—	—	—	—	—	—
	富山	—	—	—	—	—	—
	石川	—	—	—	—	—	—
	福井	—	—	—	25	0	—
	山梨	29	0	0	—	—	—
	長野	—	—	—	—	—	—
	岐阜	—	—	—	—	—	—
近畿	静岡	10	0	0	—	—	—
	愛知	53	0	0	—	—	—
	三重	—	—	—	—	—	—
	滋賀	—	—	—	—	—	—
	京都	—	—	—	—	—	—
	大阪	—	—	—	—	—	15
	兵庫	29	0	0	—	—	8
中国・四国	奈良	—	—	—	—	—	—
	和歌山	—	—	—	—	—	—
	鳥取	—	—	—	—	—	—
	島根	—	—	—	—	—	—
	岡山	2	0	0	—	—	—
	広島	—	—	—	—	—	—
	山口	—	—	—	—	—	—
	徳島	—	—	—	—	—	—
九州・沖縄	香川	—	—	—	—	—	—
	愛媛	1	0	0	—	—	—
	高知	—	—	—	—	—	—
	福岡	—	—	—	—	—	—
	佐賀	—	—	—	—	—	—
	長崎	—	—	—	—	—	—
	熊本	—	—	—	—	—	—
九州・沖縄	大分	15	0	0	—	—	—
	宮崎	—	—	—	—	—	—
	鹿児島	—	—	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—	
全体（全国計）	179	0	0	25	0	23	8

(9) 都道府県別調査結果 (1,2-ジクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	—	—	—	—	—	—
	青森	—	—	—	—	—	—
	岩手	—	—	—	—	—	—
	宮城	—	—	—	—	—	—
	秋田	—	—	—	—	—	—
	山形	—	—	—	—	—	—
	福島	—	—	—	—	—	—
関東	茨城	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	—	—
	群馬	—	—	—	—	—	—
	埼玉	—	—	—	—	—	—
	千葉	—	—	—	—	—	—
	東京	—	—	—	—	—	—
	神奈川	—	—	—	—	—	—
北陸・中部	新潟	—	—	—	—	—	—
	富山	—	—	—	—	—	—
	石川	—	—	—	—	—	—
	福井	48	0	0	107	0	73
	山梨	20	0	0	—	—	—
	長野	28	0	0	—	—	1
	岐阜	—	—	—	—	—	—
	静岡	—	—	—	—	—	—
近畿	愛知	—	—	—	—	—	—
	三重	—	—	—	—	—	—
	滋賀	—	—	—	—	—	—
	京都	—	—	—	—	—	—
	大阪	—	—	—	—	—	—
	兵庫	—	—	—	—	—	—
	奈良	—	—	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	—	—	—	—	—	—
	鳥取	—	—	—	—	—	—
	島根	—	—	—	—	—	—
	岡山	—	—	—	—	—	—
	広島	—	—	—	—	—	—
	山口	—	—	—	—	—	—
	徳島	—	—	—	—	—	—
	香川	1	0	0	—	—	4
九州・沖縄	愛媛	—	—	—	—	—	—
	高知	—	—	—	—	—	—
	福岡	28	0	0	—	—	19
	佐賀	13	0	0	—	—	—
	長崎	—	—	—	—	—	—
	熊本	—	—	—	—	—	—
	大分	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	
鹿児島	—	—	—	—	—	—	
沖縄	—	—	—	—	—	—	
全体 (全国計)	138	0	0	107	0	97	8

注：1,2-ジクロロエチレンについては、シス体及びトランス体の和として報告された測定値について集計しており、シス体単体トランス体単体のみとして報告された測定値の集計については、それぞれ参考資料6の参考、参考資料8の参考に掲載。

(10) 都道府県別調査結果 (1,4-ジオキサン)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	—	—	—	—	—	—	—
	青森	—	—	—	—	—	—	—
	岩手	7	0	0	—	—	—	—
	宮城	14	0	0	—	—	—	—
	秋田	—	—	—	—	—	—	—
	山形	—	—	—	—	—	—	—
関東	福島	—	—	—	—	—	—	—
	茨城	—	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	—	—	—
	群馬	—	—	—	—	—	—	—
	埼玉	—	—	—	—	—	—	—
	千葉	18	0	0	—	—	—	—
北陸・中部	東京	11	0	0	—	—	—	—
	神奈川	6	0	0	—	—	—	—
	新潟	—	—	—	—	—	—	—
	富山	—	—	—	—	—	—	—
	石川	—	—	—	—	—	—	—
	福井	—	—	—	22	0	—	—
近畿	山梨	29	0	0	—	—	—	—
	長野	—	—	—	—	—	—	—
	岐阜	—	—	—	—	—	—	—
	静岡	10	0	0	—	—	—	—
	愛知	53	0	0	—	—	—	—
	三重	—	—	—	—	—	—	—
	滋賀	—	—	—	—	—	—	—
中国・四国	京都	—	—	—	—	—	—	—
	大阪	—	—	—	—	—	—	—
	兵庫	28	0	0	—	—	—	—
	奈良	20	0	0	—	—	—	—
	和歌山	—	—	—	—	—	—	—
	鳥取	—	—	—	—	—	—	—
	島根	—	—	—	—	—	—	—
	岡山	2	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	広島	—	—	—	—	—	—	—
	山口	—	—	—	—	—	—	—
	徳島	—	—	—	—	—	—	—
	香川	—	—	—	—	—	—	—
	愛媛	1	0	0	—	—	—	—
	高知	—	—	—	—	—	—	—
	福岡	12	0	0	—	—	—	—
九州・沖縄	佐賀	—	—	—	—	—	—	—
	長崎	—	—	—	—	—	—	—
	熊本	—	—	—	—	—	—	—
	大分	15	0	0	—	—	—	—
	宮崎	—	—	—	—	—	—	—
	鹿児島	—	—	—	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—	—	
全体 (全国計)		226	0	0	22	0	0	0

(参考) 都道府県別調査結果 (シス-1, 2-ジクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	73	0	0	—	—	79	5
	青森	22	0	0	—	—	6	1
	岩手	67	0	0	—	—	39	1
	宮城	44	0	0	—	—	26	—
	秋田	49	0	0	—	—	10	2
	山形	24	0	0	15	0	19	3
	福島	55	0	0	9	0	114	13
関東	茨城	80	0	0	3	0	2	—
	栃木	138	0	0	—	—	85	4
	群馬	103	0	0	—	—	44	4
	埼玉	145	0	0	18	0	51	4
	千葉	184	0	0	37	5	70	7
	東京	71	0	0	—	—	67	3
	神奈川	415	0	0	13	0	40	9
北陸・中部	新潟	49	1	2.0	39	1	69	13
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	74	0	0	—	—	68	2
	福井	12	0	0	—	—	4	—
	山梨	22	0	0	—	—	21	1
	長野	52	0	0	19	0	42	1
	岐阜	209	0	0	—	—	—	—
	静岡	70	0	0	—	—	49	4
近畿	愛知	124	0	0	19	0	150	24
	三重	10	0	0	—	—	17	—
	滋賀	54	0	0	10	0	177	7
	京都	41	0	0	6	0	43	1
	大阪	77	1	1.3	57	3	85	22
	兵庫	98	0	0	2	0	90	16
	奈良	70	0	0	—	—	—	—
中国・四国	和歌山	77	0	0	—	—	1	—
	鳥取	9	0	0	—	—	21	—
	島根	11	0	0	—	—	1	1
	岡山	35	0	0	—	—	5	—
	広島	41	0	0	—	—	7	—
	山口	32	0	0	—	—	48	8
	徳島	33	0	0	—	—	—	—
	香川	13	0	0	—	—	1	1
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	—	—	12	—
	高知	33	0	0	1	0	10	1
	福岡	108	0	0	—	—	25	—
	佐賀	35	0	0	—	—	7	1
	長崎	33	0	0	22	0	33	1
	熊本	98	0	0	—	—	114	5
	大分	35	0	0	3	0	17	3
	宮崎	49	0	0	—	—	42	1
鹿児島	48	0	0	8	0	28	—	
沖縄	7	0	0	—	—	—	—	
全体 (全国計)	3,217	2	0.1	281	9	1,839	169	

注：シス-1, 2-ジクロロエチレンは平成21年11月まで環境基準項目。

参考資料 7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成 21 年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

（１）対象井戸

水質汚濁防止法第 15 条に基づく地下水質測定結果において以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の 100 倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位 10 本の井戸

また、同事案で複数項目において超過する場合は、環境基準からの倍数が最も高い項目のみ状況を記載している。

（２）各欄の記述内容について

環境省が毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答から抜粋又はとりまとめて記載した。調査の回答については選択式としたが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によって補足説明が追加されている。

表の内容の一部について、以下に説明を行う。

○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第 15 条に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「井戸所有者へ飲用・使用方法指導」

井戸水を飲用しないこと、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用すること等、飲用方法や使用方法についての指導内容について記載している。

○汚染原因

汚染原因の把握状況として、「特定」、「推定」、「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因
- ⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種分類から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、記載している。

地下水汚染の状況												
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等		地下水浄化等対策		
								汚染原因	汚染原因者業種 原因者に対する地方公共団体の 対応・指導			
鉛	1	概況調査 (ローリング方式)	0.039 (3.9倍)	岡山県岡山市東区金岡東町	2009	その他	特に対応していない	自然由来	-	対策の予定はない (飲用の可能性がない)	-	
六価クロム	1	汚染井戸周辺地区調査	5.1 (102倍)	岐阜県関市旭ヶ丘	2009	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電気メッキ事業(刃物雑貨・自動車部品・油圧部品などのメッキ加工)	対応していない(廃止された事業場も含めて多数の事業場が存在していたこと、かつ汚染原因者の特定等ができていない)	対策の予定はない(モニタリングの継続)	-
砒素	1	継続監視調査	0.23 (23倍)	茨城県行方市麻生	1992	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	対策の予定はない (自然由来であり、汚染が広範囲のため)	-	-
総水銀	1	継続監視調査	0.01 (20倍)	愛知県春日井市神屋町	2007	生活用水、工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	自然由来	-	対策の予定はない(自然由来としての見解であり、浄化は不可能)	-	-
四塩化炭素	1	継続監視調査	0.13 (65倍)	千葉県千葉市稲毛区長沼町	1988	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業、その他の化学工業、その他のゴム製品製造業、その他の一般機械器具製造業、その他の生産用機器具製造業、洗濯業	対応していない (複数業者による、複合汚染)	地下水揚水処理	汚染原因者
塩化ビニルモノマー	1	継続監視調査	0.51 (250倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源、工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	その他の化学工業、その他の電気機械器具製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理(2以外)、土壌ガス吸引処理、汚染土壌の処理	複数の汚染原因者
1,2-ジクロロタン	1	継続監視調査	0.022 (5.5倍)	大阪府高槻市下田部町	1981	上水道源、工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	その他の化学工業、その他の電気機械器具製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理(2以外)、土壌ガス吸引処理、汚染土壌の処理	複数の汚染原因者
1,1-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	0.53 (5.3倍)	千葉県野田市木間ヶ瀬	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	産業廃棄物処理業	行政指導	地下空気汚染対策実施中	汚染原因者

地下水汚染の状況												
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因	汚染原因及びその対応等		地下水浄化等対策	
									汚染原因者	汚染原因者種	原因者に対する地方公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容
1,2-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	0.98 (24.5倍)	福岡県福岡市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え	-	-	-	-	-
	2	継続監視調査	0.72 (18倍)	福岡県福岡市花畑	1983	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え、その他	廃棄物(最終処分場・不法投棄)、工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理、土壌ガス吸引処理、汚染土壌の処理	汚染原因者
	3	継続監視調査	0.57 (14.3倍)	福岡県福岡市土井	1988	工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理	汚染原因者
1,1,2-トリクロロエタン	1	継続監視調査	0.021 (3.5倍)	宮崎県延岡市別府町	1998	生活用水、工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理、汚染土壌の処理	汚染原因者
	1	継続監視調査	50 (1667倍)	神奈川県茅ヶ崎市十間坂	2003	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない(汚染の状況、周辺井戸使用状況等を総合的に判断)	-
トリクロロエチレン	2	継続監視調査	42 (1400倍)	福岡県福岡市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え	-	-	-	-	-
	3	継続監視調査	18 (600倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない(飲用とされていないため)	廃棄物(最終処分場・不法投棄)、工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	4	継続監視調査	15 (500倍)	秋田県井川町浜井川	2000	利用していない	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	自動車・同付属品製造業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理、土壌ガス吸引処理、汚染土壌の処理	汚染原因者

地下水汚染の状況													
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因	汚染原因及びその対応等		地下水浄化等対策		
									汚染原因者業種	原因者に対する地方公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の実施主体	
トリクロロエチレン	5	継続監視調査	11 (367倍)	新潟県弥彦 村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液、原料等	このほかの金属製品製造業	汚染拡大防止のための浄化措置を指導	地下水揚水処理	汚染原因者	
	1	継続監視調査	19 (1900倍)	兵庫県明石 市魚住町	2002	生活用水、その他	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液、原料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壌ガス吸引処理	汚染原因者	
	2	継続監視調査	11 (1100倍)	千葉県松戸 市紙敷	1988	生活用水、工業用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え、その他	-	洗濯業	行政指導	土壌ガス吸引処理、汚染土壌の処理	汚染原因者	
	3	継続監視調査	3.9 (390倍)	福岡県福岡 市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え	-	-	-	-	-	-
	4	継続監視調査	3.3 (330倍)	福岡県福岡 市田島	1988	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	-	洗濯業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理	汚染原因者	
	5	継続監視調査	2.8 (280倍)	宮城県栗原 市築館萩沢	1986	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え、その他	工場・事業場の排水・廃液、原料等	このほかの繊維工業	行政指導	対策の予定はない (水源地転換完了)	-	
	6	継続監視調査	2.3 (230倍)	福岡県北九 州市若園	1982	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液、原料等	-	対応していない(原因者が不明のため)	対策の予定はない(モニタリングの継続)	-	
7	継続監視調査	2.0 (200倍)	熊本県熊本 市琴平	1985	個人等の飲用水、生活用水、工業用水、その他	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え	-	-	-	-	地下水揚水処理	汚染原因者以外、汚染原因者以外の土地所有者いずれにも該当しない地方公共団体	

地下水汚染の状況												
項目	順位	地下水汚染測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)				汚染原因及びその対応等					地下水浄化等対策	
		調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共団体の 対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ネトアロロエリ ン	8	継続監視調 査	1.6 (160倍)	福島県須賀 川市南上町	1993	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え、その 他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	民生用電気機械器具製造 業	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	地下水揚水処理	汚染原因者
	9	継続監視調 査	1.5 (150倍)	愛知県名古屋 市昭和区 広見町	2008	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	廃棄物(最終処分場・不 法投棄)	-	-	対策の予定はない (地下水質測定)	-
	10	継続監視調 査	1.4 (140倍)	大阪府高槻 市宮田町	1999	利用していない	特に対応していない(飲 用していない)	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	一般産業用機械・装置製造 業、この他の一般機械器具 製造業、この他の生産用機 械器具製造業	行政指導	地下水揚水処理、土 壌ガス吸引処理	汚染原因者
	10	継続監視調 査	1.4 (140倍)	福岡県北九 州市原町別 院	1985	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え、その 他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	-	対応していない(原因者が 不明のため)	対策の予定はない(モ ニタリングの継続)	-
	12	継続監視調 査	1.3 (130倍)	千葉県松戸 市紙敷	1988	生活用水 農業用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え、その 他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	その他の石油製品・石炭製 品製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	13	継続監視調 査	1.2 (120倍)	千葉県船橋 市二宮1丁 目	1989	個人等の飲用 水、生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え、その 他	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者、 汚染原因者以 外の土地所有 者いずれにも 該当しない地 方公共団体
	13	継続監視調 査	1.2 (120倍)	山口県岩国 市下久原	1991	個人等の飲用 水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	通信機械器具・同関連機械 器具製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者以 外の土地の所 有者
	15	継続監視調 査	1.1 (110倍)	兵庫県加東 市高岡	2000	生活用水、工業 用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・ 廃液・原料等	洗濯業	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	汚染土壌の処理	汚染原因者

地下水汚染の状況												
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共団体の 対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
フトラクロエチレン	15	継続監視調査	1.1 (110倍)	山口県周南 市古市	1995	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	土壌ガス吸引処理	汚染原因者
	15	継続監視調査	1.1 (110倍)	福岡県北九 州市竹下町	1985	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	対応していない(原因者が不明のため)	対策の予定はない(モニタリングの継続)	-
ベンゼン	1	継続監視調査	0.11 (11倍)	福井県越前 市冢久(3)	2007	利用していない	特に対応していない(モニタリング用井戸のため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
ふっ素	1	継続監視調査	11 (13.8倍)	岐阜県御高 町美佐野	2006	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない(自然由来としての見解であり、浄化は不可能)	-
ほう素	1	継続監視調査	10 (10倍)	青森県五所 川原市柏原 町	2005	工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	自然由来	-	-	対策の予定はない(自然由来によるものと考えられない)	-
	1	継続監視調査	10 (10倍)	福島県郡山 市芳賀	2008	個人等の飲用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、水道への切り替え	自然由来	-	-	対策の予定はない(自然由来の汚染と推測されるため)	-

地下水汚染の状況														
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明 年度	周辺の地下水の用 途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策		
									窒素負荷低減等 の対策	対策推進計画等の 策定状況	設置状況	浄化等対策の内容	対策の 実施主体	
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性 窒素	1	汚染井戸周 辺地区調査	97 (9.7倍)	茨城県坂 東市神田 山	2009	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え	-	家畜排せつ物の 適正処理、施肥 の適正化、生活 排水の適正処理	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない	-	
	1	概況調査 (ローリング方 式)	97 (9.7倍)	千葉県市 川市国分	2009	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	家畜排せつ物、施 肥、生活排水	負荷低減対策の 予定はない(施肥 量の適正化等につい てはバンプレットによる 啓発を実施済み)	設置の予定なし(施肥 量の適正化等に ついてはバンプレットに よる啓発)	策定の予定なし	対策の予定はない (汚染機構解明が できていない)	-	
	3	概況調査 (ローリング方 式)	96 (9.6倍)	茨城県坂 東市神田 山	2009	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の切り替え	-	家畜排せつ物の 適正処理、施肥 の適正化、生活 排水の適正処理	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない	-	
	4	継続監視調 査	91 (9.1倍)	青森県南 部町平	2001	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	-	-	-	-	-	-	-
	5	継続監視調 査	90 (9倍)	栃木県栃 木市藤岡	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	-	負荷低減対策の 予定はない	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない (使用方法の指導と 定期モニタリングを 実施する)	-	

地下水汚染の状況														
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明 年度	周辺の地下水の用 途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因把握状況	硝酸性窒素対策			地下水浄化等対策		
									窒素負荷低減等 の対策	対策推進計画等の 設置状況	対策連絡組織等の 設置状況	浄化等対策の内容	対策の 実施主体	
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性 窒素	6	継続監視調 査	77 (7.7倍)	神奈川県 横浜市南 区六ツ川三 丁目	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	-	負荷低減対策の 予定はない(原 因不明のため)	設置の予定なし(対策 を行う予定がない)	策定の予定なし (対策を行う予定がな いため)	-	-	
	7	継続監視調 査	76 (7.6倍)	埼玉県深 谷市櫛引	2000	生活用水、農業用 水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え	施肥	その他の負荷低 減対策	設置の予定なし	策定の予定なし (飲料用として使用し ていない)	対策の予定はない (周辺は、井戸水を 飲用する地域では ないため)	-	
	8	継続監視調 査	75 (7.5倍)	栃木県真 岡市加倉	2008	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	-	負荷低減対策の 予定はない	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない	-	
	9	継続監視調 査	73 (7.3倍)	長野県青 木村夫神	1996	不明	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	-	-	-	-	-	-	-
	10	汚染井戸周 辺地区調査	63 (6.3倍)	茨城県坂 東市神田 山	2009	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え	-	家畜排せつ物の 適正処理、施肥 の適正化、生活 排水の適正処理	設置の予定なし	策定の予定なし	対策の予定はない	-	

参考資料 8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定された。その後、平成11年2月及び平成16年3月及び平成21年11月に改定され、現在は24項目を設定している。

平成21年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成21年度は、816本の井戸において測定が行われ、全マンガンとウランに指針値超過がみられた。

- ・全マンガン (328本中42本(超過率12.8%))
- ・ウラン (225本中1本(超過率0.4%))

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成21年度				平成6～20年度				指針値 (mg/L以下)
	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	
クロホルム	568	0	0	25	7,551	0	0	41	0.060
1,2-ジクロロエタン	357	0	0	19	5,436	0	0	40	0.060
p-ジクロロベンゼン	304	0	0	18	5,395	0	0	40	0.200
イソキサチオン	293	0	0	19	3,694	0	0	40	0.008
ダイズリン	293	0	0	19	3,750	0	0	40	0.005
フェニトロチオン (MEP)	281	0	0	18	3,736	0	0	40	0.003
イソプロチオン	281	0	0	18	3,677	0	0	40	0.040
オキシ銅 (有機銅)	263	0	0	17	3,617	0	0	40	0.040
クロタロニル (TPN)	281	0	0	18	3,725	0	0	40	0.050
プロピサミド	281	0	0	18	3,693	0	0	40	0.008
E P N	460	0	0	22	7,374	0	0	41	0.006
ジクロロホス (DVP)	281	0	0	18	3,634	0	0	40	0.008
フェノカルブ (BPMC)	281	0	0	18	3,628	0	0	40	0.030
イソプロホス (IBP)	281	0	0	18	3,591	0	0	40	0.008
クロニトロフェン (CNP)	304	0	0	18	4,011	-	-	41	-
トルエン	364	0	0	20	5,871	0	0	41	0.600
キシレン	375	0	0	21	5,864	1	0.0	41	0.400
フタル酸ジエチルヘキシル	230	0	0	17	3,747	1	0.0	40	0.060
ニッケル	365	0	0	22	5,000	-	-	40	-
モリブデン	295	0	0	20	3,987	2	0.1	40	0.070
アンチモン	332	0	0	20	4,931	1	0.0	40	0.020
エピクロヒトリン	186	0	0	12	841	0	0	12	0.0004
全マンガン	328	42	12.8	16	1,595	154	9.7	20	0.200
ウラン	225	1	0.4	13	1,003	2	0.2	15	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6～21年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。

(参考) トランス-1,2-ジクロロエチレン測定結果

平成 21 年 11 月に 1,2-ジクロロエチレンが環境基準項目へ追加されたことに伴い、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては要監視項目から削除された。

平成 21 年度に都道府県等によって測定された、トランス-1,2-ジクロロエチレンの調査結果を参考として下表に示す。

表 トランス-1,2-ジクロロエチレンの測定結果

項目名	平成 21 年度				平成 6～20 年度				指針値 (mg/L 以下)
	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	329	0	0	19	11,106	2	0.0	41	0.040